

## 仮処分命令申立書

2022年11月21日

東京地方裁判所民事第8部保全係 御中

債権者代理人弁護士

戸 田 裕 典



同 鈴木 多門



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

### 申立ての趣旨

債務者は、債権者又はその代理人に対し、その営業時間内のいつにても、2022年9月30日時点の債務者の株主名簿を閲覧謄写せよ。

### 申立ての理由

#### 1 被保全権利の存在

##### (1) 当事者

債務者は、株式会社東京証券取引所のスタンダード市場に上場している株式会社であり（甲1の1）、2022年7月15日時点の発行済株式総数は16,773,376株、同日時点の株主数は2,453名であ

る（甲 1 の 2）。

また、債権者は、債務者の株主である（甲 2）。

## （2）債務者に対する株主名簿の閲覧謄写に関する申入れ

債権者は、2022年3月31日時点、同年5月20日時点及び同年7月15日時点の株主名簿を保有しているところ、少数株主権行使や重要提案行為の要否を検討するため、会社法125条2項に基づいて、債務者に対し、2022年11月11日付法定書類閲覧謄写請求書（甲3）により、2022年9月30日時点（以下「本基準日」という。）の株主名簿の閲覧謄写請求（以下「本閲覧謄写請求」という。）を行った。

その後、債務者は、債権者に対し、本閲覧謄写請求について、「当社の社内規程上の当社所定の書式が変更されております。このため、変更後の書式（以下「改訂版書式」といいます。）によって請求いただく必要がございます。」との2022年11月11日付株主名簿閲覧謄写請求に対する回答を提出した（甲4）。

債務者が提出を求める「改訂版書式」（甲5）には、「請求者の誓約事項」として、以下の事項が規定されている（以下「本誓約事項」という。）。

「3. 私は、本請求の目的が、同請求後に開催されることがある当社の株主総会（以下「本総会」という。）における議決権行使の勧誘や議決権行使に関する委任状（以下「委任状」という。）の取得を含んでいる場合には、当社株主による本総会における議決権行使が適正になされることを確保すべく、(i) Q U Oカ

ードその他の金品を配布する等、経済的利益の提供を誘引として委任状を取得することや、( ii ) 委任状の勧誘の際に、当社のロゴを利用する等して、当社株主に当社からの勧誘であると誤解を生じされるおそれのある表現を用いて、委任状を取得する行為を行わないことを誓約いたします。」

しかし、本誓約事項のうち ( i ) については、以下の理由から不当なものである。すなわち、債権者が本臨時株主総会における委任状勧誘を行うに際し、仮に Q U O カードの配布を行ったとしても、当該配布行為は、広く株主の意見を求めるために、委任状による議決権行使を依頼する趣旨で、会社提案、株主提案のいずれの賛否を問わず、また、一部の議案のみについての議決権行使の場合も含め、相当価格の Q U O カードを贈呈するというものである。この点、裁判例上も、株式会社による Q U O カードの配布につき、「当該利益が、株主の権利行使に影響を及ぼすおそれのない正当な目的に基づき供与される場合であって、かつ、個々の株主に供与される額が社会通念上許容される範囲のものであり、株主全体に供与される総額も会社の財産的基礎に影響を及ぼすものではないときには、例外的に違法性を有しないものとして許容される」としており（東京地判平成 19 年・12・6 判タ 1258 号 69 頁）、この判示は、株主による委任状勧誘に際しての Q U O カードの配布についても当然に妥当するものである。したがって、債権者による上記のような Q U O カードの配布があったとしても、当該 Q U O カードの価格が社会通念上許容される範囲のものである限り、当該配布を債務者に禁止されないわれはない。この点、本誓約事項

(i) は、裁判例上認められている勧誘方法による勧誘を目的とする株主名簿の閲覧謄写請求を認めないものであり、不当である。

債務者は、「改訂版書式」として、それまでの請求書式（甲 3）の誓約事項に加えて、あえて、本誓約事項（i）を追加しているため、仮に、債権者が債務者に対して本誓約事項（i）を遵守しないことを条件とする本閲覧謄写請求を行ったとしても、債務者がこれを拒否することは明白であった。そして、債権者は、このような対応の債務者とは、経営に関する建設的な対話をすることは困難であると判断し、2022年11月21日付「臨時株主総会招集請求書」と題する書面により、債務者の代表取締役に対し、現任取締役全員の解任及び新任取締役の選任を目的事項（以下、当該事項について債権者が提案した各議案を「本件各議案」という。）とする株主総会の招集を適法に請求した（甲 6）。

可能な範囲で株主の変遷を把握し、委任状の勧誘の対象を検討することで、本臨時株主総会において本件各議案に多数の株主の賛同を得て可決させるためには、本基準日の株主名簿の閲覧が重要である。しかし、仮に、債務者による本閲覧謄写請求が認められないことになれば、債務者のみが本基準日の株主名簿の内容を把握しているにもかかわらず、債権者はその内容を把握できず、効果的な委任状勧誘を行うことができないことにつながり、少数株主権の実効性を不當に侵害する事態さえあり得る。

### （3）小括

以上のとおり、債権者は、本臨時株主総会において可能な範囲で株主の変遷を把握し、委任状の勧誘の対象を検討することで、

本臨時株主総会において本件各議案に多数の株主の賛同を得て可決させるため、本基準日における債務者の株主名簿閲覧謄写を請求する権利を有する。

## 2 保全の必要性

(1) 上記のとおり、債権者は、今後開催される予定の本臨時株主総会において本件各議案に賛同する株主を募る目的で債務者の株主情報を得るために、債務者の株主名簿を閲覧謄写することが必要である。

しかし、上記のとおり、債務者は、株主名簿の閲覧謄写にあって、本誓約事項（i）という裁判例上も認められている適法な勧誘方法を目的とする株主名簿の閲覧謄写請求を認めておらず、債権者の権利行使を阻害している。このような債務者の態度に鑑みれば、債務者は本案訴訟の手続においてもこの点を争うことが容易に想定され、そうなれば、今後開催が予想される本臨時株主総会の開催日の1か月程度前まではおろか、開催日までであっても、本案判決が確定しないことは明らかである。そして、本臨時株主総会の開催日後に本案判決が確定しても、債権者は、本臨時株主総会において委任状勧誘の範囲を検討する上で、株主名簿を用いることができないことになり、手段的権利である株主名簿の閲覧謄写請求権の行使自体が全く無意味になるという損害を被ることになる。

(2) 他方で、本申立ての趣旨は会社法125条2項に定められた権利の実現であるとしても（満足的仮処分）、本件において、債権者が債務者の株主であって（同項）、かつ、同条3項が定める拒絶事由

が認められないことは明らかであるから、本申立てが認容されたとしても、債務者が被る損害は皆無である。

(3) そこで、本件においては仮処分による保全の必要性が認められることから、債権者は、仮処分命令により債務者にその株主名簿の閲覧謄写をさせるよう、本申立てに及んだ次第である。

## 疎明方 法

甲第 1 号証の 1	債務者の履歴事項全部証明書
甲第 1 号証の 2	2022 年 7 月 15 日時点の債務者の株主名簿（最終 頁抜粋）
甲第 2 号証の 1	個別株主通知申出書兼受付票
甲第 2 号証の 2	個別株主通知済通知書
甲第 3 号証	2022 年 11 月 11 日付法定書類閲覧・謄写請求書
甲第 4 号証	2022 年 11 月 11 日付株主名簿閲覧・謄写請求に対する回答
甲第 5 号証	株主名簿（閲覧・謄写）請求書（改訂版書式）
甲第 6 号証	2022 年 11 月 21 日付臨時株主総会招集請求書

## 添付書類

債権者の履歴事項全部証明書	1通
債務者の履歴事項全部証明書	1通
訴訟委任状	1通
訴訟復委任状	1通
甲号証写し	各2通

以上

(別紙)

## 当事者目録

〒108-0014 東京都港区芝5-13-13 サダカタビル5階  
債 権 者 リ・ジェネレーション株式会社  
上記代表者代表取締役 尾 端 友 成

(送達場所)

〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号  
有楽町電気ビル南館5階552  
弁護士法人ニューポート法律事務所法律事務所  
債権者代理人弁護士 戸 田 裕 典  
同 鈴 木 多 門  
TEL 03-6435-5689  
FAX 03-6435-5699

〒110-8546 東京都台東区上野1丁目15番3号  
債 務 者 株式会社ナガホリ  
上記代表者代表取締役 長 堀 慶 太